

4月に向けて安全衛生教育の準備はできていますか



ベテランと若手で2極化

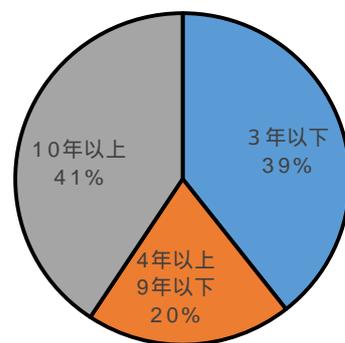
令和6年の労働災害の特徴として、右グラフのとおり、作業経験が少なく、十分な知識・技能を有していない若手による労働災害とベテランによる労働災害の2極化が進んでいます。

作業にあたっては、会社で決められた基本動作の徹底が必要になりますが、作業手順が定められていない、十分な安全衛生教育が行われていない、想定にない場面が発生した非定常作業で作業者が自らの判断で作業方法が決定した等を要因とした労働災害も多く発生しております。

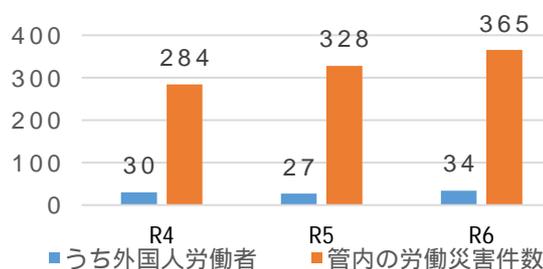
外国人労働者の労働災害件数は、増加傾向であり、管内の労働災害発生件数の1割を占めています。

新型コロナウイルス感染症によるものを除く

R6年経験年数別労働災害発生状況



直近3年の管内の労働災害発生件数の推移



新規採用の労働者が多い4月に向けて事前準備の上、安全衛生教育を確実に実施しましょう！
雇入時の教育は義務です。



安全衛生教育を行う前に

今後人口減少に伴いむかえる超高齢化社会において、外国人労働者の比率は一層上昇し作業を熟知したベテラン作業者の比率が減少していくことも見込まれます。作業に詳しい方がいなくなってしまう現場の安全が確保できなくなってしまう前に、どのような作業があるのか、どのような手順で行われているのか、どのような危険性・有害性と関わっているのか、非常時にどのボタンで機械を止めるのか、など安全管理を継承し続けられるようにベテラン作業者等と協力して整理を行いましょう。

自社独自の教育教材作成について

自社で行われている作業や作業の中でどのような機械や危険物等に関わっているかについては、自社が一番詳しいと思われれます。したがって、自社で把握している内容を元に教育教材を作成して活用することがより網羅的な安全衛生教育につながります。また、以下の例のようにSAFEコンソーシアム加盟事業者と連携することで今まで踏み込めなかった選択肢が広がる可能性もあります。

例
ICTを活用した教育にできないか・・・
うちにICTが強い人いないよなあ
どうしよう

ICTに強みがあるSAFEコンソーシアム加盟事業者と連携して解決

SAFEコンソーシアム
加盟事業者一覧



SAFEコンソーシアムとは・・・

増加傾向にある労働災害の問題を顧客や消費者も含めた全員で解決を図っていくため、趣旨に賛同した企業、団体でコンソーシアムを構成し労働災害問題の協議や、加盟者間の取組の共有、マッチングなどをサポートするもの。企業間連携等には加盟が必要となります（無料）。

参考資料

SAFEコンソーシアム 動画コーナー
<https://safeconsortium.mhlw.go.jp/movie/>



職場のあんぜんサイト 各種教材・ツール
<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/kyozaishiryu.html>



厚生労働省 外国人労働者の安全衛生対策について
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000186714.html>



労働安全衛生規則第36条 事業者は、労働者を雇い入れ、又は労働者の作業内容を変更したときは、当該労働者に対し、遅滞なく、次の事項のうち当該労働者が従事する業務に関する安全又は衛生のため必要な事項について、教育を行わなければならない。

- 一 機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法に関する事。
- 二 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い方法に関する事。
- 三 作業手順に関する事。
- 四 作業開始時の点検に関する事。
- 五 当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関する事。
- 六 整理、整頓（とん）及び清潔の保持に関する事。
- 七 事故時等における応急措置及び退避に関する事。
- 八 前各号に掲げるもののほか、当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項